指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム　太陽園

重　要　事　項　説　明　書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

①ユニット型（北海道指定　第０１７４６００１０６号）
②従来型　　　（北海道指定　第０１７４６０１７６５号）

◇◆目次◆◇

1　施設経営法人……1
2　ご利用施設……1
3　居室の概要……1
4　職員の配置状況……2
5　太陽園が提供するサービスと利用料金……3
6　施設を退所していただく場合（契約の終了について）……6
7　身元引受人……7
8　連帯保証について……8
9　苦情の処理について……8
１０　緊急時の対応方法……8
１１　事故予防・事故発生時の対応……8
１２　身体拘束・虐待防止について……8
１３　非常災害時の対応……9
１４　損害賠償について……9
１５　サービス利用にあたっての留意事項……9

１　施設経営法人

（１）法人名　社会福祉法人　帯広太陽福祉会
（２）法人所在地　北海道帯広市上帯広町西１線７６番地２
（３）電話番号　０１５５－６４－５０６１
（４）代表者氏名　髙　橋　勝　坦
（５）設立年月日　昭和５７年5月１日

２　ご利用施設

（１）施設の種類　①指定介護老人福祉施設（ユニット型）
　平成２６年　４月　１日更新　北海道　第０１７４６００１０６号
　②指定介護老人福祉施設（従来型）
　平成２６年　４月　１日指定　北海道　第０１７４６０１７６５号
（２）施設の目的　指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むために、必要な居室及び共同施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
（３）施設の名称　特別養護老人ホーム太陽園
（４）施設の所在地　北海道帯広市大正町西１線９６番地１
（５）電 話 番 号　０１５５－６４－５５７０
（６）管 理 者 名　道　下　昌　和
（７）運 営 方 針　細部については、配布致します事業計画書に記載
（８）開設年月日　平成６年４月１日
（９）入 所 定 員　①ユニット型　５７名　　②従来型　５３名

３　居室の概要

（１）居室などの概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、本人の希望、心身の状況、空き状況などを考え、施設側で設定させていただきます。また、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

居室・設備の種類		室数	備考
従来型	個室	１８室	居住費・利用料が異なります。 トイレ・洗面所・電動ベッド
	２人部屋（多床室）	１１室	トイレ・洗面所・電動ベッド
	４人部屋（多床室）	５室	洗面所・電動ベッド
	合計	３４室	
	食堂	１室	
	デイルーム・小食堂	２室	１室は機能回復訓練室と兼用
	浴室	２室	一般浴室・特別浴室

<table>
<tr><th colspan="2">居室・設備の種類</th><th>室数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="5">ユニット型</td><td>ユニット</td><td>８ユニット</td><td>１階～８名ユニット×２
２階～８名ユニット×３
３階～８名ユニット×２
９名ユニット×１</td></tr>
<tr><td>個室</td><td>６５室</td><td>各ユニットにトイレ付居室、和室が１室あります。</td></tr>
<tr><td>食堂・リビング
キッチン・浴室</td><td>各ユニット</td><td></td></tr>
<tr><td>浴室</td><td>２室</td><td>一般浴室・特別浴室</td></tr>
<tr><td>医務室</td><td>１室</td><td></td></tr>
</table>

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担頂く費用はありません。

（２）利用に当たって別途利用料金をいただく施設・設備

特にありません

４　職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

≪主な職員の配置状況≫　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<table>
<tr><th colspan="2">職種</th><th>配置人数</th><th>指定基準</th></tr>
<tr><td colspan="2">１．管理者</td><td>１名</td><td>１名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２．介護職員</td><td>ユニット型</td><td>４５名</td><td>２２名</td></tr>
<tr><td>従来型</td><td>２９名</td><td>２０名</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．生活相談員</td><td>２名</td><td>２名</td></tr>
<tr><td colspan="2">４．看護職員</td><td>８名</td><td>３名</td></tr>
<tr><td colspan="2">５．介護支援専門員（他職種兼務）</td><td>（４名）</td><td>１名</td></tr>
<tr><td colspan="2">６．機能訓練指導員</td><td>１名</td><td>１名</td></tr>
<tr><td colspan="2">７．医師</td><td>嘱託医２名</td><td>必要数</td></tr>
<tr><td colspan="2">８．栄養士</td><td>２名</td><td>１名</td></tr>
</table>

≪主な職種の勤務体制≫

職種	勤務体制
１．医師	毎週水曜日　１５：００～１７：００
２．介護職員	早　出　７：３０～１６：３０ 日　勤　９：３０～１８：３０ 遅　出　１０：３０～１９：３０ 夜　勤　１６：３０～　９：００
３．看護職員	日　勤　８：００～１８：３０ 土日祝　８：００～１８：３０

５　太陽園が提供するサービスと利用料金

太陽園では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

太陽園が提供するサービスについて

（１）利用料金が介護保険から給付される場合 （２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常９割が介護保険から給付されます。

≪サービスの概要≫

① 食事
- ご契約者の自立支援のため離床して、各ユニットにて食事をとっていただくことを原則とし、食事摂取にかかる援助を行います。
- 食事時間
  朝食８：００　　昼食１２：００　　夕食１８：００

② 入浴
- 入浴又は清拭を週２回以上行います。
- 寝たきりでも特別浴槽を使用して入浴することができます。
- ご契約者の心身の状況、介護者の勤務の都合によっては、希望の回数の入浴も可能です。

③ 排泄
- 排泄の自立を促すために、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- 排泄援助、オムツ使用形態については、個別設定を行い、援助いたします。

④ 機能訓練
- ご契約者の日常生活の質の維持・向上につながる生活援助を目的とし、専任の機能訓練指導員が作成する計画書に基づき、必要と思われるご契約者に対し訓練を行います。

⑤ 健康管理
- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援
- 寝たきり防止のため、できる限り離床に考慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ 栄養管理
- 利用者個々の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を栄養士により提供します。

≪その他介護給付サービス加算≫

① 初期加算
- 利用者が新規に入所及び１ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、３０日加算

② 入院・外泊時加算
- 利用者が入院及び外泊の場合、６日を限度として加算。（ただし、入院・外

泊の初日及び末日のご負担はありません。）

③ 経口移行加算

・ 経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。

④ 経口維持加算

・ 摂食障害のある利用者に対し、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合。

⑤ 療養食加算

・ 医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

⑥ 退所前後訪問相談加算

・ 退所に先立ち、退所後生活する居宅を訪問し、利用者または家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。退所後に居宅ではなく、施設（病院・介護保険施設除く）であっても同様。

⑦ 退所時相談援助加算

・ 退所後に居宅サービス等を利用する場合に、利用者または家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、退所後２週間以内に文書を添え、サービスへの情報を提供した場合。退所後に居宅ではなく、施設（病院・介護保険施設除く）であっても同様。

⑧ 退所前連携加算

・ 退所に先立ち、居宅介護支援事業者へ情報を提供し、連携してサービスの調整を行った場合。

⑨ 個別機能訓練加算

・ 機能訓練指導員の作成する計画に基づき、個別機能訓練を実施した場合。

⑩ 栄養マネジメント加算

・ 管理栄養士の作成する栄養ケア計画に基づき、栄養管理を行う場合。

≪サービス利用料金≫

別紙「利用料金表」を参照してください。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額はご契約者の負担となります。

≪サービスの概要≫

① 理髪サービス

月に１回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

② 預かり金の管理

預かり金管理サービスをご利用いただけます。預かり金の管理、運用にかかる事務経費として毎月ご負担いただきます。運用資金につきましては、退居時に返還いたします。

○ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けて入れている預金
○ お預りするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
○ 保管管理者：施設長
○ 出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。

・ 預金の預け入れ及び引出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
・ 保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引出しを行います。
・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、ご契約者へ交付します。

③ サークル・余暇活動
ご契約者の希望等によるサークル活動・趣味等を活かした余暇活動に係る、材料費等については、必要に応じて負担していただきます。

④ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を希望される場合には実費をいただきます。

⑤ 発送料
ご契約者は、各種書類（請求書・領収書等）を郵送にて受け取ることができますが、郵送に係る費用については実費をいただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用

⑦ 個人が選定する特別な食事
個人の希望により特別に用意する食事。

⑧ 個人が選定する特別な居室環境
個人の希望により特別に用意する居室ならびに居室環境。

≪サービス利用料金≫
別紙「利用料金表」を参照してください。

（３）その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）
利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。
実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日あたり）のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料）
この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額（１日あたり）のご負担となります。

※ 外出・外泊・入院等で居室を空ける場合は、６日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、７日目からは別途料金が発生します。

（４）利用料金のお支払い方法
前記（１）、（２）、（３）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① ご利用者通帳口座より、引落し。（帯広信金・郵便局）（不足分につきましては、ご家族に請求いたします。）

② ご家族による窓口での現金支払い

（５）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。）

また、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行います。

① 内　科　　帯広第一病院・大正クリニック・北斗病院・帯広記念病院
② 歯　科　　北斗病院・つがやす歯科医院

（主治医）　帯広記念病院　　　　　　　医師　　中　原　　哲

●当施設では医師より医学的知見から回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が低いと判断された場合、「看取り介護」を行う事が出来ます。
但し、嘱託医の協力体制が整わない場合、看取り介護を行う事が出来ない場合もあります。（当施設における医療体制の説明について　別紙参照）

６　施設を退所していただく場合（契約の終了について）

太陽園との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、太陽園との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 太陽園が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
⑥ 事業者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をごらんください。）

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から太陽園の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
③ ご契約者が入院された場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由無く、本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約をしがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れ

　　がある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、太陽園から退所していただくことがあります。

① ご契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げずに、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが６ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合

③ ご契約者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ ご契約者が連続して３ヶ月以上、病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

⑥ ご契約者(またはその家族等)及びご利用者によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動(カスタマーハラスメント)が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約者が病院等に入院された場合の対応について

太陽園入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

① ３ヶ月以内の入院の場合

３ヶ月以内の入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、最初の６日間については、所定の利用料金をご負担いただきます。

② ３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、再び優先的に入所することはできません。

（４）円滑な退所のための援助

ご契約者が太陽園を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために以下の事項が必要ないかの援助をご契約者に対した速やかに行います。

○ 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 ○ 居宅介護支援事業者の紹介 ○ その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

７　身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、太陽園に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。太陽園では、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結するこ

とは可能です。

８　連帯保証について

契約者は、本重要事項説明書上当施設に対して負担する一切の責務を極度額１２０万円の範囲で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

９　苦情の処理について

（１）太陽園における苦情の受付

太陽園における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○　苦情受付窓口（担当者）　介護第１課長　児　玉　和　典
介護第２課長補佐　真　野　弘　子

○　受付時間　毎週月曜日～金曜日９：００～１８：００

○　連絡先　（０１５５）６４－５５７０

（２）第三者委員

○　鬼　崎　芳　彦　帯広市愛国町基線４１番地１５
（０１５５）６４－４１０４

○　木　下　美　智　夫　帯広市太平町２５１番地
（０１５５）６０－２４０７

（３）行政機関その他苦情受付機関

○　帯広市役所　帯広市西５条南７丁目
介護高齢福祉課　（０１５５）６５－４１５１
地域福祉課総務係（０１５５）６５－４１４６

○　国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南２条西１４丁目　（０１１）２３１－５１６１

１０　緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状の急変等があった場合は、主治医、救急隊等へ連絡するなど、「緊急時・事故発生時応対マニュアル」に基づき、必要な処置を講じます。また、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

１１　事故予防・事故発生時の対応

サービスを提供するにあたって、事故の起こることがないよう細心の注意を払います。また、事故が発生した場合には、家族や必要に応じて市町村へ連絡するとともに「緊急時・事故発生時対応マニュアル」に沿って必要な措置を講じます。

事故が発生した場合には、その原因を解明し、防止策を講じて事故の再発防止に努めます。

１２　身体拘束・虐待防止について

ご利用者及び他のご入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、ご利用者及びご契約者へ説明し、その同意を得たうえ、必要最低限の範囲で行うように努めます。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(虐待の防止について)

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり 必要な措置を講じます。

（1） 虐待防止に関する責任者を設定しています。
虐待防止責任者: 施設長 道　下　昌　和

（2） 成年後見制度の利用を支援します。

（3） 研修等を通じて職員の契約者の対する人権意識・知識の向上に努めます。

（4） サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(契約者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１３　非常災害時の対応

非常時の対応：別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

避 難 訓 練：別途定める消防計画にのっとり年２回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施いたします。

防 災 設 備：屋内消火栓　あり　スプリンクラー　あり
自動火災報知機　あり　誘導灯　あり
ガス漏れ探知機　あり
カーテン等は防炎性能のあるものを使用しています。

防火管理者：生活支援課　課長　畑　山　優　太

１４　損害賠償について

太陽園において、事業者の責任によりご契約者及び家族に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、事業者側の通常の対応においても避けがたい事故及び、ご利用者及び家族に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

１５　第三者による評価の実施状況・・・・・　なし

１６　サービス利用にあたっての留意事項

①ご面会･･･面会時間は特に定めておりませんが、早朝や夜間はご遠慮ください。

②外出、外泊･･･ご家族の申し出により可能ですが、ご相談ください。

③飲酒、喫煙･･･ご本人の希望により可能ですが、喫煙場所以外での喫煙はできません。

④宗教活動、政治活動･･･事業所内での布教活動及び政治活動はご遠慮ください。

⑤設備、器具の利用･･･本来の用法に従ってご利用ください。

⑥テレビ視聴･･･居室にはテレビを設置しておりませんので、居室内でテレビを視聴されたい場合は、ご自身で準備ください。なお、リビングには共用テレビが設置されておりますので、節度を持ってお楽しみください。

⑦貴重品の保管･･･事業所では管理しかねますので、貴重品の持ちこみはご遠慮ください

⑧居室内での飲食･･･誤嚥、誤飲、窒息を防ぐ為、原則禁止しています。
（御家族と一緒に飲食される事については、この限りではありません。）

令和　　　年　　　月　　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム太陽園
説　明　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名代行者　住　　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄（　　　　）

氏　　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙

「　特別養護老人ホーム太陽園利用料金表　」

（1）介護保険給付対象サービス

【サービス利用料金】※（　）内は２割負担の場合　＜　＞内は３割負担の場合

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
ユニット型	個　室	６７０円 （1，340円） ＜2，010円＞	７４０円 （1，480円） ＜2，220円＞	８１５円 （1，630円） ＜2，445円＞	８８６円 （1，772円） ＜2，658円＞	９５５円 （1，910円） ＜2，865円＞
従来型	個　室 多床室	５８９円 （1，178円） ＜1，767円＞	６５９円 （1，318円） ＜1，977円＞	７３２円 （1，464円） ＜2，196円＞	８０２円 （1，604円） ＜2，406円＞	８７１円 （1，742円） ＜2，613円＞

【その他加算等】※（　）内は２割負担の場合　＜　＞内は３割負担の場合

加算名	自己負担額	備　　考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２２円（４４円）＜66円＞	１日あたり（本館のみ）
日常生活継続支援加算	46円（92円）＜138円＞	１日あたり（新館のみ）
看護体制加算（Ⅰ）□	4円（8円）＜12円＞	１日あたり
看護体制加算（Ⅱ）□	8円（16円）＜24円＞	１日あたり
夜勤職員配置加算（Ⅰ）□	13円（26円）＜39円＞	１日あたり（本館のみ）
夜勤職員配置加算（Ⅱ）□	18円（36円）＜54円＞	１日あたり（新館のみ）
外泊時加算	246円（492円）＜738円＞	１日あたり（６日を限度）
初期加算	30円（60円）＜90円＞	１日あたり（入居・再入居後３０日間）

退所前訪問相談援助加算	460円（920円）＜1,380円＞	1回（居宅等へ退居時のみ）
退所時相談援助加算	400円（800円）＜1,200円＞	1回（　　〃　　）
退所前連携加算	500円（1,000円）＜1,500円＞	1回（　　〃　　）
退所時情報提供加算	250円(500円＜750円＞)	1回（医療機関へ退所する入所者）
再入所時栄養連携加算	70円（140円）＜210円＞	1回（再入所時）
生活機能向上連携加算	100円（200円）＜300円＞	1月あたり
栄養マネジメント強化加算	11円(22円)＜33円＞	1日あたり
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円（20円）＜30円＞	1月あたり
(Ⅱ)	15円(30円)＜45円＞	1月あたり
(Ⅲ)	20円(40円)＜60円＞	1月あたり
(Ⅳ)	100円(200円)＜300円＞	1月あたり
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円（6円）＜9円＞	1月あたり
(Ⅱ)	13円(26円)＜39円＞	1月あたり
(Ⅲ)	10円(20円)＜30円＞)	1月あたり(3月に1回を限度)
低栄養リスク改善加算	300円（600円）＜900円＞	1月あたり
自立支援促進加算	300円（600円）＜900円＞	1月あたり
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円(80円)＜120円＞	1月あたり
(Ⅱ)	50円(100円)＜150円＞	1月あたり
安全対策体制加算	20円(40円)＜50円＞	新規入所者1人につき1回を限度
経口移行加算	28円（56円）＜84円＞	1日あたり
経口維持加算（Ⅰ）	400円（800円）＜1,200円＞	1月あたり
経口維持加算（Ⅱ）	100円（200円）＜300円＞	1月あたり
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円（180円）＜270円＞	1月あたり
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円(220円＜330円＞)	1月あたり
療養食加算	6円×3（36円）＜54円＞	1食あたり6円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	１２円（２４円）＜36円＞	1日あたり
個別機能訓練加算(Ⅱ)	２０円(４０円)＜６０円＞	1月あたり
看取り介護加算(Ⅱ)	７２円（１４４円）＜２１６円＞	1日あたり（死亡日４５日前～３１日前）
	１４４円（２８８円）＜４３２円＞	1日あたり（死亡日30日前～4日前）
	780円（1,560円）＜2,340円＞	1日あたり（死亡日以前2日又は3日）
	1,580円（3,160円）＜4,740円＞	1日あたり（死亡日）
配置医師緊急時対応加算	650円（1,300円）＜1,950円＞	1回（早朝・夜間の場合）
	1,300円（2,600円）＜3,900円＞	1回（深夜の場合）
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50円(100円)＜150円＞	1月あたり
協力医療機関連記加算（Ⅱ）	5円(10円)＜15円＞	1月あたり
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（上記の金額の合計×１４．０%）円	

（２）　介護保険の給付対象外サービス

理髪サービス		１回　　１，５００円
預かり金運用資金		契約時　１，０００円（退居時返還）
預かり金管理費用		１月あたり　１，０００円
サークル・余暇活動		実費負担（材料費・入園料・飲食代等）
複写物の交付		１枚　　　　１０円
発送料		実費負担
日常生活上必要となる諸費用	ティッシュペーパー	１箱　　　　７０円
	歯ブラシ	１本　　　１００円
	介助用歯ブラシ	１本　　　３０５円
	その他日用品	実費相当額
個人が選定する特別な食事		全額自己負担
個人が選定する特別な居室環境		全額自己負担
医療費一部負担 各種予防接種		実費相当額

（３）　その他の介護保険の給付対象とならないサービス

食事の提供に要する費用（１日あたり）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			第４段階
	第１段階	第２段階	第３段階	
自己負担額	３００円	３９０円	①６５０円 ②1，３６０円	1，７００円

居住に要する費用（１日あたり）		介護保険負担限度額認定証に記載されている額			第４段階
		第１段階	第２段階	第３段階	
ユニット型	個室	８８０円	８８０円	１，370円	２，０66円
従来型	多床室	０円	４３０円	４３０円	９１５円
	個室	３８０円	４８０円	８８０円	１，２３１円

※次による従来型個室利用の場合は、多床室の居住費が適用となります。

ⅰ）感染症等により個室入居が必要であると医師が判断した場合。（入居期間が３０日以内であるもの）

ⅱ）著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、個室入居が必要であると医師が判断した場合。

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合（７日目からの料金・１日あたり）

	ユニット型	従来型	
	個　　室	多　床　室	個　　　室
金　額	２，０６６円	９１５円	１，２３１円

2025.7